

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】 別紙2－1

※赤枠内については変更がある項目のみ記載して下さい。
※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

令和○ 年 ○ 月 ○ 日

整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

青森県知事 殿

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チ□）

申請者・届出者情報	郵便番号：○○○-○○○○	電話番号：○○○-○○○-○○○○	FAX番号：○○○-○○○-○○○○
	電子メールアドレス： s h o k u h i n @ Δ Δ Δ . j p		法人番号：○○○○○○○○○○○○○○○○
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地 青森県○○市○○町○丁目○番○号		
	(ふりがな) かぶしきがいしゃ ○○しょくひん こうろう たろう		(生年月日)
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 株式会社 ○○食品 厚労 太郎		年 月 日生
	郵便番号：○○○-○○○○	電話番号：○○○-○○○-○○○○	FAX番号：○○○-○○○-○○○○
	電子メールアドレス： s t o r e 1 2 3 4 @ Δ Δ Δ . j p		
	施設の所在地 青森県○○市○○町○丁目○番○号		
業種に応じた情報	(ふりがな) ΔΔすとあ		
	施設の名称、屋号又は商号 ΔΔストア		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
営業届出	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番		業態
	HACCPの取組 ※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
	指定成分等含有食品を取り扱う施設		☐
担当者	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		☐
	営業の形態		備考
	1		
	2		
担当者	3		
	(ふりがな)		電話番号
担当者氏名			

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には ☒	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐②加糖粉乳 ☐⑤魚肉ハム ☐⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐③調製粉乳 ☐⑥魚肉ソーセージ ☐⑨マーガリン ☐⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐④食肉製品 ☐⑦放射線照射食品 ☐⑩ショートニング			
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会 講習会名称 年 月 日	
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
	① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道 ） ② ☐ ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐		生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐	
	ふぐの処理を行う施設		☐	
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐			
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐			
	☐ ☐			
	☐ ☐			
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営 業 の 種 類	備 考
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				